令和3年度相談支援事業報告及び令和4年度実施計画

相談支援事業所名(社会福祉法人三田谷治療教育院 芦屋市障がい者就労支援事業)

(1) 現状報告と相談支援を通して見えてきた課題等について

現状報告

1)相談件数実績

◆登録者【R2年度】260名 内訳:身体35名,療育73名,精神124名,発達25名,その他3名 【R3年度】273名 内訳:身体37名,療育77名,精神130名,発達26名,その他3名

	就労に向けて	職場定着支援	日常生活支援	就業と生活支援	合計
相談回数 (R2年度)	458	687	131	285	1,561
相談回数 (R3年度)	306	488	89	546	1,429

◆就職者 令和2年度 16名(一般就労), 5名(就労継続支援A型事業所)

令和3年度 12名(一般就労) . 6名(就労継続支援A型事業所)

2)概要

相談支援事業の機能強化事業として芦屋市障害者等相談支援事業実施要綱に基づき実施。就労に関連する相談支援全般と専門機関の紹介を行う。芦屋市保健福祉センターにおいて国の事業である阪神南障害者就業・生活支援センター事業と連携し実施。対象者は芦屋市に在住する障がい児者及びその保護者等関係者で、紹介機関は、相談支援事業所、就労移行支援事業所、職業訓練校等からが多い。相談内容としては、就職活動を始めるにあたっての相談や支援、職場での対人関係の相談、就業に関わる生活面(金銭面や健康に関する)が多く、他機関との連携を図り対応している。

・相談を通して見えてきた課題

対象者、家族のライフステージや生活状況により、働くことへの相談は様々である。一般就労に向けてのアプローチ、職業準備性を整えるための訓練などの必要な機関の情報提供、就職面接、施設見学の同行支援も行い他機関連携も図った。毎年少しずつ変わる各制度、社会状況に対応するため、事例検討会への参加、阪神間にある各市町の就労委託事業先との情報共有会、精神科医によるアドバイザー研修に参加し研鑚の機会を持った。

新型コロナウイルス感染症の影響により昨年度同様に新規求人件数の減少、地域の合同面接会から ミニ面接会の規模の縮小もあってか、一般就職件数、職場実習も感染症の影響を受け減少している。新 規相談の中では「就労継続支援A型事業、就労移行支援事業の訓練を受けたい」との相談も増えてい た。令和3年度においては芦屋市役所内での障がい者雇用求人により、福祉サービス事業所から一般 就職に結びついた方もおられた。在職中の方は、職場内や家族による検査結果「陽性」より、何度も自 宅待機になるなどコロナ禍ならではの環境を過ごされた方も多くいた。

課題解決に向けて必要なこと

- ①相談や支援内容によって他機関との連携を図り、適切な情報提供や支援体制の構築が必要。
- ②社会情勢の変化に応じて、就労支援や職場定着支援の方法を工夫していく事が必要。

(2) 令和4年度の体制及び実施計画

1)体制

管 理 者 : 堺 孰 就労支援員: 大浦 由美

2) 実施計画

- ①「働く」「働き続ける」ために1機関で抱え込まず、企業や他機関と協力し応援していく。
- ②感染症対策のため、オンライン等を活用しての面談や職場定着支援など相談体制の構築を図る。
- ③一般就労についての促進を図るため、阪神南障害者就業・生活支援センターと共催で企画運営する。